平成２８年（フ）第２９９号
福岡市中央区薬院２丁目18番11―502号
債務者　道津　裕子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３０２号
福岡市早良区飯倉４丁目３番19号
債務者　上田　海保
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３０９号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲515番地３　リバティ大柳Ｂ棟202号
債務者　黒瀬あゆみ
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３１２号
福岡市中央区輝国２丁目12番２号
債務者　川副　靖幸
1　決定年月日時　平成28年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３１６号
福岡県春日市千歳町３丁目30番地12　テラスハウス春日001号
債務者　池末真智子
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３２４号
福岡市中央区春吉２丁目９番25―1011号
債務者　荒木　和子
1　決定年月日時　平成28年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３２８号
福岡市東区千早２丁目27番１―106号
債務者　日高　寿鈴
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１号
鹿児島県薩摩郡さつま町船木584番地　エクセラート船木Ｂ棟201号
債務者　角囿　恵美
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
鹿児島県薩摩川内市宮内町2100番地
債務者　新盛　清美（旧姓牛ノ濱）
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
鹿児島県出水市西出水町526番地
債務者　大園　良久
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
仙台市青葉区花壇３番５―202号、従前の住所仙台市太白区松が丘34番８号　第２コーポスズキ201
債務者　千葉のり子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７１号
仙台市青葉区愛子中央３丁目26番８―307号、従前の住所仙台市青葉区上愛子字北内８番地の60
債務者　熊谷　留美
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１０号
山形県鶴岡市新形町８番33―６号
債務者　山本　久美（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第１１号
山形県鶴岡市大山３丁目27番20号
債務者　工藤　正志
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第３２号
茨城県笠間市旭町180番地９
債務者　鬼澤　広美
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１９号
静岡県富士市三ツ沢272番地の１　市営住宅三ツ沢北団地Ｂ―307号
債務者　中西　英子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第７号
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿1486番地２　港ヶ丘荘15号
債務者　間所　　敬
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第９号
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿1486番地２　港ヶ丘荘15号
債務者　間所　充世
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
津地方裁判所熊野支部